

《蚕に対する毒性の強い農薬の安全使用に関する指導方針》

1 使用の自主規制と対象農薬

- (1) ピレスロイド系殺虫剤、スピノシン系、BT剤などの蚕に対する毒性の強い農薬については、蚕の被害を防止するため、使用規制地域を設定するなど使用の自主規制を指導するものとする。
 - (2) 自主規制の対象農薬（以下「対象農薬」という）は、下表に掲げるもののほか、これに類する蚕に対する毒性の強い農薬とする。
- ただし、通常飛散の少ない粒剤、粉粒剤、微粒剤、エアゾル剤などについては対象外とする。

表 防除指針に採用した蚕に対する毒性の強い農薬の一覧

農 薬 系 統 等	コ ー ド	商 品 名
ピレスロイド系	3 A	アーデント水和剤、アグロスリン水和剤、アグロスリン乳剤、アディオン乳剤、アディオンフロアブル、イカズチWDG、エンバーMC、スカウトフロアブル、テルスター水和剤、テルスターフロアブル、トレボン乳剤、トレボンエアー、ベジホン乳剤、マブリック水和剤 20、マブリックジェット、ロディー水和剤、ロディー乳剤、MR.ジョーカー水和剤、MR.ジョーカー粉剤DL、MR.ジョーカーEW、Zボルドートレボン粉剤DL
ネオニコチノイド系	4 A	アクタラ顆粒水溶剤、アルバリン顆粒水溶剤、アルバリン粉剤DL、スタークル液剤 10、スタークル顆粒水溶剤、スタークル粉剤DL、ダントツ水溶剤、ダントツフロアブル、ダントツ粉剤DL、バリアード顆粒水和剤、フルスティング、モスピラン顆粒水溶剤、モスピランジェット
スピノシン系	5	スピノエース顆粒水和剤、スピノエースフロアブル
アベルメクチン系	6	アグリメック、アファーム乳剤
幼若ホルモン類似剤	7 C	ラノーテープ
ダニ類成長阻害剤	10 B	パロックフロアブル
BT	11 A	サブリナフロアブル、ゼンターリ顆粒水和剤、チューンアップ顆粒水和剤、デルフィン顆粒水和剤、バイオマックスDF、ファイプスター顆粒水和剤
ネライストキシン類縁体	14	パダンSG水溶剤
ベンゾイル尿素系	15	アタプロンSC、カウンター乳剤、カスケード乳剤、デミリン水和剤、ノーモルト乳剤、マッチ乳剤
ジアシルーヒドラジン系	18	マトリックフロアブル、ロムダンフロアブル
MET I剤	21 A	ハチハチ乳剤、ハチハチフロアブル
電位依存性ナトリウムチャネルブロッカー	22 A 22 B	トルネードエースDF アクセルフロアブル
ジアミド系	28	エクシレルSE、サムコルフロアブル 10、テッパン液剤、フェニックス顆粒水和剤、フェニックスフロアブル、プレバソングロアブル 5
イソオキサゾリン系	30	グレーシア乳剤

2 使用規制地域

- (1) 対象農薬の使用規制地域は別表（適正9～13ページ）の区域とし、農薬使用者は使用規制地域において対象農薬を使用しないものとする。
- (2) 使用規制地域外であっても、対象農薬使用者と養蚕農家は相互に連携を密にし、被害の未然防止に努めるものとする。

3 対象農薬の販売

- (1) 農薬販売業者は、対象農薬の販売に当たっては本指導方針の趣旨を説明し、使用規制地域外での使用であることを確認のうえ販売するものとする。
- (2) 農薬販売業者は、使用規制地域に対しては対象農薬の販売を自粛するものとする。

4 使用規制地域の設定

- (1) 対象農薬使用規制地域の設定及び見直しについては、別に定める蚕に対する毒性の強い農薬の使用規制地域設定基準に基づき、農林事務所農業振興普及部（農業普及所）が関係機関・団体と意見調整のうえ行うものとする。
- (2) 対象農薬使用規制地域については、毎年度見直しするものとする。

5 対象農薬の使用及び販売に関する指導

県、市町村、関係農業団体、農薬販売業団体などは連携を密にして、対象農薬の安全使用及び販売について適切な指導を行なうこととし、その指導の徹底を図るため必要に応じ、次に定める連絡会議を開催する。

なお、蚕に対する毒性の強い農薬の安全使用推進は、農薬の適正使用推進の一環であることから、福島県農薬適正使用推進会議（県推進会議及び地方推進会議）を連絡会議に読み替えることとする。

- (1) 県連絡会議
- ア 会議の開催
県連絡会議は、県農林水産部が開催する。
 - イ 構成員
県農林水産部関係課、病害虫防除所、農業総合センター、公益社団法人福島県植物防疫協会、福島県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会福島県本部、福島県農業共済組合、福島県農業商業協同組合
 - ウ 協議事項
 - (ア) 指導方針、使用規制地域設定基準の策定及び見直し
 - (イ) 関係者への周知徹底
 - (ウ) 農薬製造業者、農薬販売業者に対する自主規制についての協力依頼
 - (エ) 対象農薬流通状況の調査
 - (オ) その他必要な事項
- (2) 地方連絡会議
- ア 会議の開催
地方連絡会議は、病害虫防除所と連携し、農林事務所が開催する。
 - イ 地方連絡会議の単位
原則として7地方の単位とするが、協議事項の内容や地域の実情に応じて開催することができるものとする。
 - ウ 構成員
各農林事務所、病害虫防除所、関係市町村、関係農業団体、農薬販売業者代表
 - エ 協議事項
 - (ア) 対象農薬の安全使用、販売に関する指導
 - (イ) 対象農薬使用者と養蚕農家との連携指導
 - (ウ) 対象農薬流通状況の調査
 - (エ) その他必要な事項
- 6 対象農薬による被害並びに使用規制地域への販売及び使用が行われた場合の措置及び報告
- (1) 措置
対象農薬の使用により万一被害が発生した場合は、当事者間で問題を解決することとし、地方連絡会議構成員は適宜適切な指導を行う。
 - (2) 報告
地方連絡会議構成員は、被害及び使用規制地域への対象農薬販売などが確認された場合は、経過及び指導結果をその都度病害虫防除所長に報告し、病害虫防除所長は農林水産部長に報告する。
- 7 その他
- 合成ピレスロイド系殺虫剤などの多くは水産動植物への影響が強いので、その販売及び使用に当たっては危被害の未然防止及び安全使用の徹底に努めるものとする。

《蚕に対する毒性の強い農薬の使用規制地域設定基準》

- 1 使用規制地域は原則として「大字」単位とする。桑園から1kmの範囲にある地域を果樹についての使用規制地域とし、500mの範囲にある地域を普通作物、野菜など（工芸農作物、花き、芝草なども準じる）についての使用規制地域とする。
ただし、使用していない桑園で園主の承諾が得られる場合には、上記にかかわらず使用規制地域外とすることができる。
- 2 1に該当する地域でも、地域の条件、病害虫防除上の緊急度などを考慮し、蚕に対する毒性について安全対策を十分講じることができる地域については、関係機関・団体の合意により使用規制地域外とすることができる。
- 3 1に該当する場合であっても、果樹については1km、野菜については500m以上離れている地域では、関係機関・団体の合意により「小字」単位で使用規制地域外とすることができます。
- 4 密閉されたハウス内でのくん煙剤、水和剤及び乳剤の使用については、1に該当する場合でも桑園、蚕室から50m以上離れているハウスについては、関係機関・団体の合意により使用規制外とすることができます。

使用規制地域表（適正9～13ページ）について

- 1 **市町村名**は、令和2年11月1日現在のものを使用した。
- 2 使用規制地域は、原則として**大字名**で表記しているが、大字名のない場合には小字名で表記した。
- 3 小字単位で使用規制地域を設定している場合には、**大字名**（小字名、小字名・・）で表記した。